

議案第 6 3 号

墨田区母子福祉応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区母子福祉応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例
墨田区母子福祉応急小口資金貸付条例（昭和 4 0 年墨田区条例第 1 7 号）の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付条例

第 1 条中「女子」を「者」に、「者」を「もの」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「配偶者のない者」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子及び同条第 2 項に規定する配偶者のない男子をいう。

第 3 条中「ことの」を「ことが」に、「女子」を「者」に改め、「の各号」を削り、「備えている者」を「備えているもの」に改める。

第 5 条中「の定める」を「で定める」に改める。

第 6 条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「うえ」を「上」に改める。

第 9 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「いつわり」を「偽り」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「又は」を「、又は」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

母子及び寡婦福祉法の一部改正により同法の支援対象に父子家庭が加えられることを踏まえ、応急小口資金の貸付けについても同様の措置を講ずるとともに、題名を改める必要がある。